

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | 「働き方改革法」のポイント④

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

「働き方改革法」のポイント④

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く） 労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）
	労働基準法	年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 面接指導（義務化、対象拡大）
2019年4月1日	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
	労働時間設定改善法	一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

年次有給休暇の時季指定による付与義務

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について時季を指定して年次有給休暇を与えなければならない。

ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された日数分について指定する必要はない。

この改正により、多くの労働者について、使用者は年次有給休暇を付与してから1年以内に5日分について時季を指定して付与することが必要となる。

ただし、以下のケースでは、使用者は義務から解放される。

- ・労働者が自ら5日以上の年休を取得した
- ・労働者自らの取得3日+計画的付与2日
- ・あるいは労働者が取得または計画的付与した日数が5日に満たない場合は、5日に足りない日数を付与した

また使用者は時季指定にあたって

- ①時季の希望を聴取
- ②労働者の意思を尊重する
- ③各労働者の年次有給休暇の取得状況を確実に把握するため、使用者は年次有給休暇の管理簿を作成することを定めた。

使用者がこの年次有給休暇の付与義務に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる。

労働者が自主的に年次有給休暇を取得しないような場合で、使用者が計画的な時季指定を怠ると、時季指定の期限直前に多数の労働者に一斉に有給休暇を取得させなければならない。

教育カリキュラム

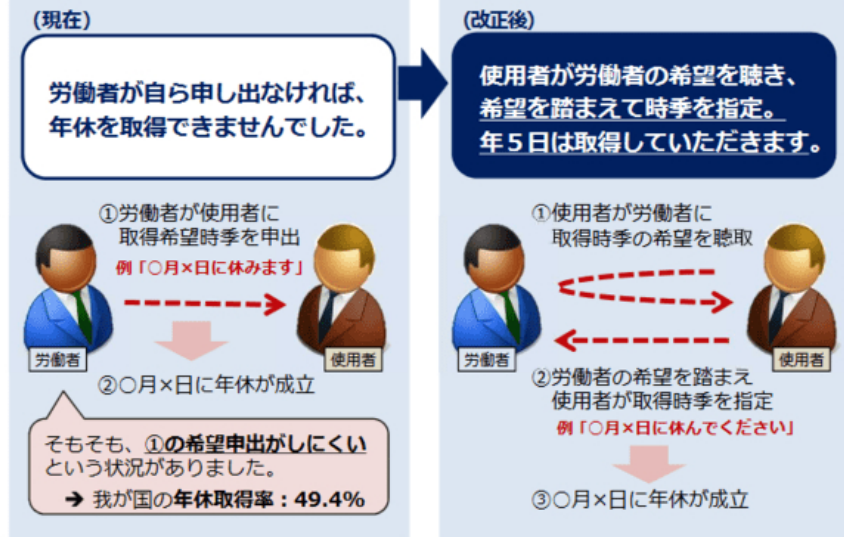
日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます



(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.